

第3回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議 議事概要

日 時：令和2年5月5日(火)15時30分～16時02分

場 所：仙台市役所本庁舎3階 秘書課第一応接室

出席者：郡市長（議長）、藤本副市長、高橋副市長、危機管理監、総務局長、新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、子供未来局長、環境局長、経済局長、文化観光局長、都市整備局長、建設局長、青葉区長、宮城野区長、若林区長、太白区長、泉区長、会計管理者、消防局長、教育長、議会議務局長、水道事業管理者、交通事業管理者、ガス事業管理者、病院事業管理者
仙台市医師会 永井会長、宮城県保健福祉部 梶村次長

次 第：1. 開 会

2. 議 事

(1) 緊急事態宣言の期間延長について

(2) 緊急事態宣言の期間延長を受けた宮城県の対応について

(3) 本市の対応について

3. 閉 会

議事要旨：

(1) 緊急事態宣言の期間延長について

- ・昨日、政府は、緊急事態宣言の期間延長を決定した。これを受け、本日、宮城県においても新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれたところ。
- ・資料1について、危機管理監より説明

(2) 緊急事態宣言の期間延長を受けた宮城県の対応について

- ・資料2について新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長より説明

(3) 本市の対応について

- ・資料3について危機管理監より説明
- ・政府の緊急事態宣言の期間延長と基本的対処方針の変更、これらに伴う宮城県の新たな緊急事態措置を受け、本市においても5月7日から31日までの適用期間において、県の要請の周知等に取り組む。

○関係局長より報告

<経済局長>

- ・先週臨時議会において議決された協力金と支援金について、事務センターの開設、専用ダイヤルの設置を行い、来週中には申請の受付を開始したい。また、第1回目の支払いは5月中に行えるよう準備を進めている。
- ・緊急事態宣言が全国に拡大されたあとの地域の状況を知るために、来週からアンケート調査を行う予定。
- ・今回の期間延長を受けて地域経済がどうかというところで、休業要請は延長されなかったため経済活動は再開できるが、その前提条件として3密を避けるとか新しい生活様式があり、これまでの営業とは異なる形になるので地域の経済にとっては厳しい状況がしばらく続くだろう。

<市民局長>

- ・市民利用施設について、宮城県危機管理対策本部会議における県施設の休止についての考え方が見直され、屋内施設については、集会施設を除いて準備が整ったところから順次再開ということですので、市民局で所管する市民センター、コミュニティセンターは基本的に集会施設という性格であることから、県の方針を受けても引き続き、現在の市のガイドラインの考え方が維持されるのが適切かと今のところ思っているが、他の市有施設の状況などとも合わせて適切に判断したい。
- ・特別定額給付金について、マイナンバーカードを活用したオンラインの申請は今月半ば過ぎから受付、今月中に給付を開始。郵送については申請書発送を今月下旬から開始という方針に基づき、5月1日付で専従職員が配置されたので、現在申請書の様式の確定、印刷の準備、オンライン申請の対応、情報処理システムの構築、事務センターの設置に向けて準備を進めている。
- ・課題のひとつは、特別な配慮が必要な方々への対応で、DVの被害から避難している方、施設に入所している児童、高齢者、ホームレス、ネットカフェ難民、外国人市民等への周知については、時間が限られ情報も少ない中ではあるが、各局、特に区役所の協力をもらいながら進めたいと思っているので、特段のご協力を引き続きお願いしたい。

<教育長>

- ・宮城県において、県立学校など5月31日まで休校の延長ということであり、また、市町村にもそういう働きかけをするということで、仙台市としてはこれまでの5月31日までの休業措置を維持して行きたい。
- ・一方で、学校再開に向けた動きも念頭に置かなければならないと思っている。ひとつは休行期間中でも、家庭訪問や電話かけなど子供たちへのアプローチをかかさずやっていきたいということと、18日以降臨時登校日を設けるので、その際担任の先生などが子供たちの様子を見ながら、心配がないかという声掛けや家庭学習の成果をしっかりと確認するという作業も行っていきたい。
- ・社会教育施設について、一定の図書館や博物館等を再開するという舵を県と歩調を合わせて切るが、博物館については、最初観覧を中心に手指消毒やマスクをお願いしながら、密にならないように入場制限も時には視野に入れながらということ考えている。図書館については、資料の貸し出しや返却とかから手掛けていけるかということで、段階的な対応を考えて行きたい。

○市長より総括

- ・緊急事態宣言の期間延長、国の新たな基本的対処方針に基づき対応する。
- ・外出自粛や催物開催自粛要請については、県と連携、協力して引き続き周知に努めていく。
- ・施設使用停止の要請、いわゆる休業要請については5月6日をもって終了となるが、一方で、外出自粛要請は継続する部分もあるため、中小の事業者等は引き続き厳しい経営環境に置かれることになる。
- ・本日報告のあった対策を進めつつ、地域経済の状況を把握の上、本市として更に必要となる支援について、早急に検討すること。
- ・他の地域では第二波の感染が発生している。感染拡大防止に向けては、まだまだ予断は許さない状況。引き続き、市民の皆様へのわかりやすい情報提供や感染予防対策など様々なお願い、新しい生活様式の周知、相談・検査・医療体制の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・本市主催のイベント等の事業の実施と、市民利用施設の再開について、国の新たな基本的対処方針や、今後の宮城県の決定内容などを踏まえて検討すること。

- ・ドライブスルーを含めた PCR 検査、医療提供体制、宿泊療養施設の運営等についても、引き続き、県とも協力して対応する。
- ・緊急事態宣言の対象期間である 5 月 31 日まで、学校の再開も見据えながら、感染拡大を抑え込むため、国、県、関係機関と連携、協力のもと、引き続き全力を挙げ取り組んでいく。

○仙台市医師会 永井会長より

- ・今回、宮城県では自粛が急にゆるやかになった。あれだけパチンコ店を締め付けていたのにパチンコ店もやっぴい。繁華街でも接待を伴わない飲食であれば 3 密に気を付ければ問題ないということであると非常に心配だ。仙台市の場合はこの 2 週間 PCR 陽性者はたった 1 名、しかも塩釜の保健所管内のクラスターによるもので、仙台市内は非常に落ち着いている。これは行政の取り組みと何と云っても市民の方々の協力により、このような結果になったのではないかと思う。今回の連休も自粛してくれているようなので、仙台市の場合は何とかなるかとは思っているが、今回いろいろな面で、映画館でも何でも構わないということになると、心配されるのは北海道のように落ち着いたと思ったら、また非常に厳しい状況になったという話を聞いており、急に自粛を解いて大丈夫なのかという思いがしているがどうか。
- （市長）施設の休業要請が外れるが、しっかりとした感染予防対策をとってということであるし、利用する市民の側としても新しい生活様式という中での対応ということになって、かつての状況に戻るといったことではないということを改めて市民にわかるように伝えていかなければならないと思ったところである。せっかくこうやって抑えている状況であり、気の緩むことのないように取り組んでいく。

○宮城県保健福祉部 梶村次長より

- ・本日 14 時から開催された宮城県対策本部会議におきまして、本県では 4 月 29 日以降新規感染者が発生しておらず、これまでの取り組みについて一定の成果が現れていること、また、一方で社会経済活動維持との両立を図らなければならないことなどから、徹底した感染防止策を行うことを施設管理者に働きかけることを前提に、休業要請をいったん解除することを決定した。今後とも仙台市と連携を密にして感染抑制に取り組んでいきたいと考えているのでよろしくお願ひしたいと思う。

○市長メッセージ

- ・昨日、国から緊急事態宣言の延長や基本的対処方針の変更が発表され、宮城県など、特定警戒都道府県以外の県では一部の制限が緩和された。まずは、これまでの、市民や事業者の皆様のご協力に、心から感謝申し上げます。
- ・先月 17 日に市民に「ゴールデンウィークを迎える時期が感染拡大を防ぐ正念場」とお伝えし、また、小・中学校の休業を 5 月 31 日まで延長して感染拡大を防ぐための協力をお願いしてきた。市民の協力によって、日ごとの新たな感染者の数は、4 月 16 日の 10 人をピークに減少し、4 月 17 日から本日までの 19 日間における新たな感染者は 3 名にとどまっている。
- ・現状においては、懸念されていた「オーバーシュート」の発生や、それに伴う医療崩壊といった最悪の事態は回避できていると認識しており、改めて、協力を頂いたすべての方々にお礼を申し上る。
- ・一方、これまでの徹底した行動変容のお願いは、市民生活に大きな影響を及ぼしており、また、市民の中には、いわゆる「自粛疲れ」を感じている方もいると思われる。今回、一部で制限が緩和されたことが、「コロナの危機は去った」との受け止めとなり、一気に気が緩んでしまうことも懸念される。
- ・しかしながら、緊急事態宣言は継続している。少しの油断がたちまち第 2 波の到来を招くこ

とを決して忘れることなく、これからは、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立を考えなければならない。このため、私たちの生活を、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に変えてゆく必要がある。

- ・ 普段の生活の中で、「3つの密」を徹底的に避けること、手洗いや咳エチケットなどの確実な感染予防策をとること、身体的距離をしっかりと確保することなどを確実に行ってほしい。また、仕事や職場でも、基本的な感染防止策に加え、テレワーク、時差出勤の推進、大規模イベントの慎重な検討などをお願いする。
- ・ 今回、制限の一部が緩和されたが、一人ひとりの行動や判断が、自分自身やかけがいのない人、そして仙台市全体にとってどのような影響を与えるのかをよく考え、今まで同様の賢明な判断と慎重な行動を改めてお願いする。

以上